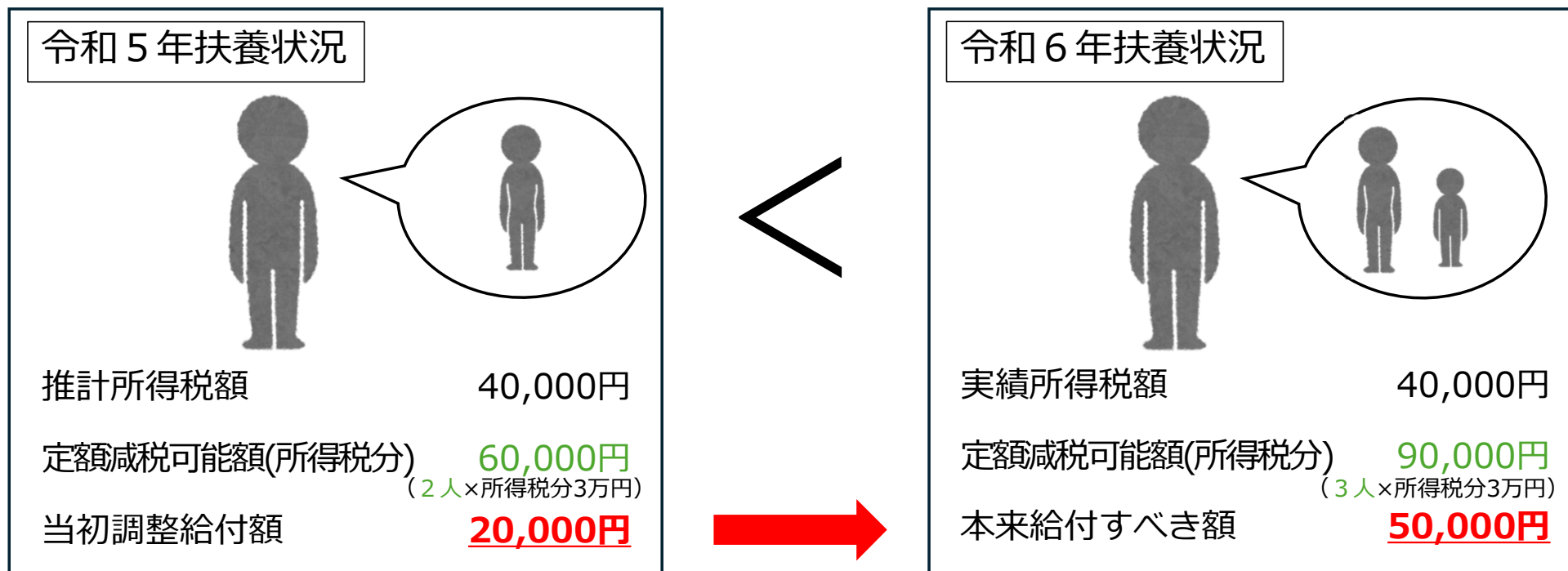


例2

子どもの出生等、扶養親族等が令和6年中に増加したことにより、
【所得税分定額減税可能額(当初調整給付時)】 < 【所得税分定額減税可能額(不足額給付時)】 となった方



差額の3万円を不足額として給付

※「本来給付すべき額 50,000円」－「当初調整給付額 20,000円」＝30,000円

令和5年の扶養状況は妻1人だったため、所得税分の定額減税可能額は6万円。その後、令和6年中に子どもが生まれ、扶養人数が1人増えたため、所得税分の定額減税可能額は9万円となった。

例示のケースでは令和5年所得に基づく推計所得税額が4万円、所得税分定額減税可能額が6万円で当初調整給付額は2万円。令和6年の実績所得税額は同じく4万円、扶養状況が変動したことにより所得税分定額減税可能額が9万円となり、本来給付すべき額は5万円。当初調整給付額2万円と本来給付すべき額5万円の差額の3万円が不足額給付として給付される。※端数は1万円単位に切上げされる。